

平成25年第1回臨時会

御宿町議会会議録

平成25年 1月25日 開会

平成25年 1月25日 閉会

御 宿 町 議 会

## 平成25年御宿町議会第1回臨時会議録目次

招集告示	1
第 1 号 ( 1月25日)	
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会の宣告	4
町長あいさつ	4
会議録署名人の指名について	6
会期の決定について	6
選挙第1号 副議長の選挙について	7
選挙第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議員の補欠選挙について	9
選任第1号 議会運営委員会委員の補欠委員選任について	10
提案理由の説明について	11
議案第1号の上程、説明、質疑、採決	13
議案第2号の上程、説明、質疑、採決	16
議案第3号の上程、説明、質疑、採決	22
議案第4号の上程、説明、質疑、採決	23
議案第5号の上程、説明、質疑、採決	25
議案第6号の上程、説明、質疑、採決	26
日程の追加について	39

請願第 1 号の上程、説明、質疑、採決	3 9
日程の追加について	4 1
発議第 1 号の上程、説明、質疑、採決	4 1
閉会の宣告	4 2
署名議員	4 4

告示第1号

平成25年御宿町議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

平成25年1月22日

御宿町長 石田 義 廣

記

1. 期 日 平成25年1月25日
2. 場 所 御 宿 町 役 場 議 場
3. 付議事件
  1. 副議長の選挙について
  2. 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
  3. 議会運営委員会委員の補欠委員選任について
  4. 専決処分の承認を求めることについて
  5. 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  6. 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号について
  7. 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号について
  8. 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第4号について
  9. 平成24年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について

平成25年第1回御宿町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成25年 1月25日（金曜日）午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 1号 副議長の選挙について
- 日程第 4 選挙第 2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について
- 日程第 5 選任第 1号 議会運営委員会委員の補欠委員選任について
- 日程第 6 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度御宿町一般会計補正予算 第5号）
- 日程第 7 議案第 2号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第 9 議案第 4号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第 5号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第 6号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第6号）

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程第1 請願第 1号 退職手当条例の改正に関する請願書

追加日程第2 発議第 1号 退職手当条例の改正に関する意見書の提出について

---

出席議員（11名）

1番	大野吉弘君	2番	新井明君
3番	石井芳清君	4番	中村俊六郎君
5番	土井茂夫君	6番	伊藤博明君
7番	大地達夫君	8番	小川征君
9番	瀧口義雄君	10番	滝口一浩君
11番	貝塚嘉軼君		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	教育長	浅野祥雄君
総務課長	氏原憲二君	企画財政課長	木原政吉君
産業観光課長	藤原勇君	教育課長	渡辺晴久君
建設環境課長	佐藤昭夫君	税務住民課長	大竹伸弘君
保健福祉課長	多賀孝雄君	会計室長	米本清司君

欠席者（なし）

---

事務局職員出席者

事務局長	岩瀬由紀夫君	班長	市原茂君
------	--------	----	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（中村俊六郎君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成25年御宿町議会第1回臨時会が招集されました。

議員の皆様には、ご多用のところご出席をいただきましてご苦労さまです。

本臨時会の日程につきましては、あらかじめお手元に配布いたしましたとおりです。

本日の出席議員は11人です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成25年御宿町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だよりの編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い、静粛をお願いいたします。

なお、携帯電話は電源を切るか、マナーモードに設定願います。

(午前10時00分)

---

### ◎町長あいさつ

○議長（中村俊六郎君） 日程に先立ちまして、石田町長からあいさつがあります。

石田町長。

○町長（石田義廣君） 本日、ここに平成25年第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、昨年12月16日に執行されました町長選挙におきまして、皆様の心温まるご支援をいただき再選の榮に浴し、引き続き町政の重責を担うこととなり、身の引き締まる思いであります。

この度の町長選挙は、投票日が衆議院議員選挙と同日となり、国政においては、国が危機に面

する国難の中、日本をとりもどすため、日本再建への政策が訴えられ、地域においては、地域をとりもどすための、地域再生策が訴えられました。

町民の皆様お一人お一人を大切に、さらに心のかようまちづくりのため全力を尽く所存でございます。

本臨時会では、今任期中の私の給料の額を引き続き5割カットすることと、副町長の給料額は前の任期中は私同様、5割カットでございましたが、今期は3割カットとさせていただくための条例の一部改正と各会計の補正予算についてご審議いただきますが、開会に先立ちまして、私の所信を述べさせていただきます。

私はこの度の選挙で、新しいまちづくりの六つの政策を掲げました。

一といたしまして、災害に強い町であります。

海に面する町として、一昨年のも東日本大震災を教訓に災害に強い町づくりをすすめます。

地域防災計画を見直し、津波から町民を守る仕組みを整備するとともに、自主防災組織による訓練の充実と避難施設及び防災備品を拡充いたします。

二といたしまして、福祉の町づくりであります。

高齢化率42.01%と県下1位の状況の中、福祉政策の充実を図ります。また、高齢者のご経験やお知恵を生かし、活力ある地域社会をつくるためシルバー人材センターを設置するとともに、お出かけ支援バス事業に取り組みます。

三といたしまして、財政基盤の強い町づくりであります。

町有地を有効活用して定住化をすすめ、税収を確保いたします。また、健全財政を保つため、実施事業の優先順位を精査し、経常経費の削減に努めます。

四といたしまして、観光と産業が元気な町づくりであります。

駐車場や道路を整備し、観光バスの立ち寄りを容易にして、圏央道のインター開設に伴う観光客の誘致を図ります。観光、漁業、農業、商業を支援し、活力を取り戻します。また、産業振興の基盤となる自然環境の保全に取り組みます。

五といたしまして、子育てと教育の町づくりであります。

老朽化した保育所を安心安全な場所に移設します。また、高校3年生までの医療費の無料化に取り組めます。教育振興として小中学校の教材など教育環境の拡充を図るとともに、奨学金制度を創設いたします。

六といたしまして、文化の優れた町づくりであります。

日西墨交流400周年の史実、海女文化、文教の町を象徴する五倫文庫、童謡月の沙漠、天然記念物ミヤコタナゴ、各地区に継承される祭典など、数々の郷土文化を伝承いたします。また、青少年の国際交流をすすめます。これらの政策について、町民の皆様との協働のまちづくりを基本に実行し、より豊かで活力みなぎるまちづくりのため、全力を尽く所存でございます。

議長をはじめ、町議会議員の皆さまのご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

以上、所信表明といたします。よろしく願いいたします。

---

#### ◎会議録署名人の指名について

○議長（中村俊六郎君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。

7番、大地達夫君、8番、小川 征君をお願いいたします。

---

#### ◎会期の決定について

○議長（中村俊六郎君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今臨時会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日とすることに決しました。

---

**◎選挙第1号 副議長の選挙について**

**○議長（中村俊六郎君）** 日程第3、選挙第1号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、どのような方法で行いますか。

（「投票」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 投票という声がありましたので、投票を行います。

議場の出入口を閉めます。

（事務局が議場入口扉を閉鎖する）

**○議長（中村俊六郎君）** ただいまの出席議員は11名です。

立会人は、会議規則第32条第2項の規定により、議長より指名いたします。

1番、大野吉弘君。2番、新井 明君。3番、石井芳清君を指名いたします。

投票用紙を配布いたします。

（事務局が投票用紙を配布する）

**○議長（中村俊六郎君）** 念のために申し上げます。この投票は単記無記名です。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（事務局による投票箱の点検、議長、立会人、議員全員に投票箱を持って確認を行う）

**○議長（中村俊六郎君）** 投票箱の異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に投票をお願いします。

（投票）※議場中央へ机と投票箱を設置、議員は投票箱へ順次投票。

議長は最後に投票。

**○議長（中村俊六郎君）** 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。1番、大野吉弘君。2番、新井 明君。3番、石井芳清君。

開票の立ち会いをお願いいたします。

( 開 票 )

**○議長（中村俊六郎君）** 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票。

有効投票 11 票、無効投票 0 票です。

有効投票のうち、7番、大地達夫君 6 票。8番、小川 征君 4 票。3番、石井芳清君 1 票。

以上のとおりでございます。

なお、この選挙の法定得票数は、2.75 票でございます。

従いまして、大地達夫君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(事務局が議場入口扉を開錠する)

**○議長（中村俊六郎君）** ただいまの選挙によりまして、大地達夫君が副議長に当選されました。

7番、大地達夫君が本議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を行います。

それでは、大地達夫君を紹介いたします。

**○副議長（大地達夫君）** 7番、大地です。

ただいま副議長に選任いただきました。誠にありがとうございます。

中村議長を補佐し、議会の円滑な運営に寄与できれば幸いです。引き続き、ご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

**○議長（中村俊六郎君）** ありがとうございました。

慣例によりまして、議席につきましては7番、大地達夫君が12番の副議長席へ、7番は空席

となります。それでは、12番へご着席ください。

(大地達夫副議長は12番の席へ移動する)

---

**◎選挙第2号 夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙について**

**○議長（中村俊六郎君）** 日程第4、選挙第2号、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員の補欠選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

(「指名推選」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 指名推選との声がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

**○議長（中村俊六郎君）** ただいま、2番、新井 明君から夷隅郡市広域市町村圏事務組合議員の選挙の方法については、指名推選によられたいとの動議が提出されました。

所定の賛成者がございますので、動議は成立いたしました。

よって、指名推選にする動議を議題として、直ちに採決いたします。

この動議どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることの動議は可決されました。

お諮りいたします。

指名の方法はいかがいたしましょうか。

(「議長一任」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** ただいま指名の方法は議長一任との発言がありました。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

選挙第2号、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に9番、瀧口義雄君を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

よって、指名いたしました瀧口義雄君が夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

ただいま、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました瀧口義雄君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による告知を行います。

瀧口義雄君を紹介いたします。

**○9番（瀧口義雄君）** 9番、瀧口です。

議長の指名推選により、夷隅郡市広域市町村圏事務組合議会議員に推挙していただきました。

広域と御宿町の福利厚生の上昇のため努力していきたいと思っております。よろしくご指導のほどお願い申し上げます。以上です。

**○議長（中村俊六郎君）** ありがとうございます。

---

#### ◎選任第1号 議会運営委員会委員の補欠委員選任について

**○議長（中村俊六郎君）** 日程第5、選任第1号、議会運営委員会委員の補欠委員選任についてを議題といたします。

選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

よって、議長に指名することに決しました。

議長より指名いたします。

議会運営委員会委員に12番、大地達夫君を指名いたします。

---

**○議長（中村俊六郎君）** ここで、議会運営委員会、総務委員会開催のため休憩いたします。

(午前10時21分)

---

**○議長（中村俊六郎君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時51分)

---

**○議長（中村俊六郎君）** ただいま、議会運営委員会におきまして、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選により副委員長に大地達夫君を選任したことをご報告いたします。

また、総務委員会におきまして、議会委員会条例第12条第1項の規定により、大地副委員長の辞職があり、委員会において許可されました。これによって、議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員の互選により副委員長に滝口一浩君を選任したことをご報告いたします。

---

#### ◎提案理由の説明について

**○議長（中村俊六郎君）** 議案審議前に石田町長より提案理由の説明を求めます。

石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 本臨時会でご審議いただく議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについては、衆議院解散に伴う衆議院議員総選挙が12月16日に執行され、選挙準備経費や投開票事務などの選挙執行経費について、平成24年11月22日に、地方自治法第179条第1項の規定により一般会計補正予算第5号を専決処分

いたしましたので、同条第3項の規定に基づき承認を求めるものです。

補正額は、歳入歳出ともに810万円を追加し、補正後の予算総額を35億7,988万5千円とするものです。

議案第2号、町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定については、私が昨年12月に町長として再任されましたので、副町長を含めて、現在満額支給されている給料月額を、あらためて本日1月25日から、一定額を減ずるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第3号、平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号は、職員共済費の負担率の改正に伴い法定福利費を補正するものです。

収益的収入及び支出予算の営業費用を、35万2,000円増額し、水道事業費用の予算総額を、2億9,204万円とするものです。

議案第4号、平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号は、歳入歳出にそれぞれ5万4千円を追加し、補正後の予算総額を12億6,392万7千円とするものです。

補正の理由は、職員共済費の負担率の改正に伴い、共済費の追加をお願いするものです。

議案第5号、平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第4号は、歳入歳出にそれぞれ13万9千円を追加し、補正後の予算総額を8億5,011万円とするものです。

補正の理由は、職員共済費の負担率の改正に伴い、共済費の追加をお願いするものです。

議案第6号、平成24年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号については、今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに3,360万円を追加し、補正後の予算総額を36億1,348万5千円とするものです。

主な内容につきましては、清掃センター焼却設備の改修工事や旧御宿高校のケーブル幹線に係る復旧工事費を追加するほか、職員共済費の負担率の改正に伴う共済費の追加補正です。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、充分なご審議を賜りまして、適切なる議決をいただきますようお願い申し上げます。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第6、議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 議案第1号、専決処分の承認を求めることについて、平成24年度御宿町一般会計補正予算第5号について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、先の衆議院解散に伴い、衆議院議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査が12月16日に執行され、選挙準備経費や投開票事務などの選挙執行経費について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

補正額は、歳入歳出ともに810万円を追加し、補正後の予算総額を35億7,988万5千円としております。

補正財源としましては、国庫支出金を充当し、純繰越金211万9千円を充て、収支の均衡をはかりました。

それでは、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。4ページをお開き下さい。

歳入予算でございますが、14款国庫支出金、3項国庫委託金、1目総務費委託金で598万1千円は、衆議院議員選挙における投開票所や事務経費など、それぞれの基準額をもとに交付されるものでございます。19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成24年度からの純繰越金で211万9千円を追加し、収支の均衡をはかりました。

以上、歳入予算額810万円の追加でございます。

次に歳出予算でございますが、2款総務費、4項選挙費、5目衆議院議員選挙の810万円でございますが、選挙執行における期日前投票から開票までの職員手当や事務費であり、1節報酬から18節備品購入費までそれぞれの所要額を追加しております。

以上、歳出予算総額810万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を35億7,988万

5千円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村俊六郎君）** これより質疑に入ります。

5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** 5番、土井です。

このですね、選挙費用。同日選挙になりました。町長選挙の投票日が一週間ずれこんだわけです。当然町長選挙の予算は当初予算で組んでいたと思うんです。私はこの同日選挙が行われる事によって、節税効果が生まれたと思うんですね。その節税効果がどの程度生まれたのかを教えてくださいたいのですが、よろしくお願いいたします。

**○議長（中村俊六郎君）** 氏原総務課長。

**○総務課長（氏原憲二君）** 同日にしたことによる経費節減というご質問であります。町長選挙につきましては、当初予算におきまして、460万7千円でありました。まだ決算の見込み額でありますけれども、支出額は185万4千円見込まれております。275万3千円の不用額が生じるのではないかと思います。また、衆議院議員選挙におきましても、入場券の郵送料等が町長選挙と同一で一枚のはがきでできるという事で、これも按分でですね、トータルで30万円ほど浮くのではないかなという事ありますので、合わせましておよそ300万円くらいが、浮くような、要するに不用額という事で一般財源にかえすことができると思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** 5番、土井です。

300万円ほどの節税になったと、本当にうれしいかぎりです。今後、そのお金は3月の補正予算で出てくるのですか。

**○議長（中村俊六郎君）** 氏原総務課長。

**○総務課長（氏原憲二君）** 今回の専決処分では歳入も含めましてですね、2月くらいには確定すると思いますので、3月の補正予算で計上させていただきたいと考えております。

**○議長（中村俊六郎君）** 他に質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

今、前壇者に町長選挙と衆議院議員選挙に係る費用についての質疑があったわけではありますが、先般、この同日選挙に関わって本議会でもいろいろな議論がされたところでもあります。

そこで、あらためてお伺いをしたいのですが、選挙管理委員会の任務というのはどういうものであるのかということを一先、先ず説明を求めたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 氏原総務課長。

**○総務課長（氏原憲二君）** 選挙管理委員会の任務ということではありますが、ご承知のことと思いますけれども、公職選挙法等で規定されている選挙の事務一切を取り仕切る、管理するということでもありますけれども、そういう委員会でございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

今、当然のことを説明受けたわけではありますが、選挙管理委員会というのは一般的に公正忠実を旨とすると私は理解しているわけですが、それともう一点あるのは、いかに投票率を高めるかということだろうと私は理解しております。一般的にも選挙管理委員会の事務として、例えばそういう啓発ですね、ポスター、広報車、それから先般テレビで報道されておりましたけれども、ある自治体においては成人式にですね、模擬投票を行って、成人になられた方の選挙に関する啓発を行ったという例もうかがったところがございます。

最終的に御宿町の投票率は79%を超えるということで、県内平均と比べましても20ポイント以上も上回る、高い投票率になったということでございますので、私は選挙管理委員会の判断は適切であり、本来の目的にかなった判断であったと理解しているわけではありますが、その辺の事務について伺いたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 氏原総務課長。

**○総務課長（氏原憲二君）** 質問の主旨がよくわかりませんが、事務という事で、その事務の流れでよろしいですか、それとも…。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

選挙管理委員会の使命がありますよね、私、申し上げたとおりであればそれでいいし、そうでなければそうでないという理由、簡単に言えばそういうことです。

○議長（中村俊六郎君） 氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 今の石井議員のご質問のとおりでございます。

そのような根拠によりまして、判断をしたものだということでもありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第7、議案第2号 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

氏原総務課長より議案の説明を求めます。

氏原総務課長。

○総務課長（氏原憲二君） 町長等の給料の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、新旧対象表にてご説明申し上げます。

町長等の給料の特例に関する条例につきましては、平成21年2月4日から平成24年12月

23日までの間、町長及び副町長の給料月額をこれまで50%減じた額を給料としていましたが、2期目になりまして、あらためて平成25年1月25日から平成28年12月23日までの間における給料の月額を町長は50%、副町長は30%に相当する額を減じるための条例改正を行うものであります。

参考までに、町長の給料月額は現在76万であります。50%を減じますと38万円の給料となります。また、副町長の給料月額は60万9千円あります。30%を減じますと42万6千3百円の給料となり、18万2千7百円の減額となります。年間の影響額につきましては、町長は624万円、4年間で2,496万円の減額となります。なお、本案につきましては、去る1月9日、御宿町議員報酬及び特別職給料審議会におきまして審議をいただき、諮問事項につきましては、妥当なものという答申をいただいております。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（中村俊六郎君）** これより質疑に入ります。

11番、貝塚嘉軼君。

**○11番（貝塚嘉軼君）** 11番、貝塚です。

一つお聞きしたいのは、選挙前までは町長の公約によって、あるいは条例によってですね、100分の50、これは副町長においても100分の50でありました。今回、改正の内容に副町長は100分の30とあります。この20%の違いはどういう意図があつて、この条例を定めようとしているのかその理由を聞きたい。町長については、選挙の公約と受け止めて、50は仕方ないだろうというふうに思いますが、副町長の30%、これについて理由を聞かせていただきたい。

**○議長（中村俊六郎君）** 氏原総務課長。

**○総務課長（氏原憲二君）** この理由につきましては、町長の判断によるものであります。既に教育長の給料について、30%減額しています。特別職という考え方の中で歩調をそろえたいという町長の意向でありましたので、そのような上程をさせていただきました。

**○議長（中村俊六郎君）** 11番、貝塚嘉軼君。

**○11番（貝塚嘉軼君）** 11番、貝塚です。

町長の考えということで、そのようにさせていただきましたという事なのですが、私の考えが間違っているかわかりませんが、町長は副町長をいずれおく意図があつてですね、他の特別職の教育長と同じに報酬をしておくというような考えがあつてのことなのか、それとも単に今、総務課長が言ったように同じようにしたという理由なのか、その辺は町長どうなんですか。

**○議長（中村俊六郎君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 先般の議会で今後、副町長をおくのかというご質問をいただいております。その時に私は、今後検討していきたいというお答えを申し上げております。そのような中で、再選させていただきまして、この任期の中で、適切な時期に、私は機会を得て、機会を得ることができれば、ご提案したい。そういう考えでこのように上程させていただいたものでございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 他に質疑ありませんか。

5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** 5番、土井です。

今回、また上程したという事で、前回私は議員ではありませんから、口をはさむ余地はないのですけれども、私はこの50%について9月議会で町長マニフェストについて質問したなかで、これはやっぱりですね、私から見ましたら大衆誘導主義にとられかねないような要素だと私は思います。町長の職務というのはですね、前の町長なのですがスケジュール帳を見せてもらいました。土日祭日と徹底的に忙しいんですね、そうした中である新聞紙で町長は早死にするような報道がありました。たしかに激務ですよ。それで私はですね、この50%は子ども手当にまわすというそういう犠牲的精神はですね、私は本当に素晴らしいとは思いますが、しかしながらですね、交際費が幾らですか、たいした額ではないですよ。それも説明責任を求められるわけですよ、交際費で出した場合ですね。交際費にならない金を、どこから金を出すか、それはやっぱりですね、自分のポケットマネーから出さないといけないわけですよ。そうした意味もあります。また、国ではですね、官房機密費ということで官房長官がどんどん出してですね、根回し用らしいのですが、それは全然公開する必要はないというものです。更に県は交際費、町も同じです

けども額が限られていて、本当に儀礼的な事で、それだけで本当に町長職が務まるのかと思いますと、私はとても務まるものではないと、そう考えております。それで私はですね、町長だけがこういう犠牲的精神で、それが公約だということはわかりますが、我々議員もですね、ある程度下げるのだったら、同時に議案提案して、同時に審査していただけるのだったら私は賛成しますが、町長のこれだけでは賛成できかねます。いろいろな形で費用がかかるのですから、できればマニフェストといっても、私は町長のこのマニフェストをよく読みましたけれども、これだけではどうも認めがたいということで、出来れば取り下げて欲しいと、そういう思いで私は反対したいと思います。以上です。

**○議長（中村俊六郎君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** いろいろとご助言、ご提案、そして私の立場を思っただご意見をいただきまして、ありがとうございます。今、土井議員がおっしゃいましたように私は公約として、町民の皆様これを掲げまして当選をさせていただいたわけでございますので、私の考えと言いますか一つの信念という形となっておりますので、そのとおりですね、この議会にご提案させていただきました。土井議員のお考え、お気持ちよくわかりますが、私はご提案させていただいたとおりの、今申し上げましたとおりの考え、気持でありますのでよろしくお願い申し上げます。

**○議長（中村俊六郎君）** 他に質疑ありませんか。

3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

町長の給料、報酬をですね、50%減じるというような内容であります、4年前にも同様なご質問をさせていただいたところありますが、今の条例にうたわれています76万円という給料ですね、報酬を、これについて町長はどのようなお考えなのか、額についてですね、それについてお伺いしたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 76万円という額は非常にですね、大きな額であると思います。

そのような事で、本来の額であります、私は私の考えに基づいて半分をカットさせていただ

くということでございます。半額という事で38万円でございますが、そこからいろいろな経費が引かれます。引かれますが、私はこういった社会状況、あるいは財政状況、全てを総合的に勘案したなかで、私の考えをこのような形で皆様方にご協議、ご審議をお願いしたいと考えた次第でございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

今も日本は大変な不景気で、どう景気を良くするのか、この不景気を脱却するのかということ、各党様々な知恵を出し合っているというように理解しておりますが、やはり基本的にはもう、国民の所得は下がりきっていると、それは税務担当者がよく理解していると思うんですね、税金そのものの占める割合が大変多いというのが実態であろうと、収納率にも当然あらわれていると思うんですね、ですからこれはやはり、国民の所得を上げるという事以外にないのではないのかという議論も出てくるわけでございます。そのなかにおいて、今、76万円は高いという、それは確かに町民の暮らしというのが大変だということは理解しております、また、50%という公約をされてですね、50%減の議案を出されると、これはいさぎよいというようには思いますが、しかし、それがどういう効果をあらわすのかということに私は長としてですね、思い出すべきだと思うんですね、今は派遣労働者、臨時であるわけですから、当然不安定であります。御宿町の国保会計にも若い方がたくさん入っておられるというような事態だと思うんですね、やはりこれは正規雇用にすると、そしてきちんと生活を安定させるということが本来やるべきことであって、そういうふうにはマイナスのマインド、給料を下げているその下に更に下に押し下げると、御宿町においてはですね、私、土井議員もそのような立場での質問であったのではないかと理解しております。そのことを長としてですね、あなたの公約かもわかりませんが、あなたの公約を実行する影響というのは非常に大きいと、その事も長として、きちんと踏みしめる、思いを致すという事も私は大事だろうと思うのですけれども、ただ単に公約だからそれをやっていいと、その背景に今私が言ったような事があると、そうでないのだったら、そうでないというお話をしていただければと思います。いかがでしょうか。

**○議長（中村俊六郎君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 私は古い考えかも知れませんが、私の立場を例えば政治家のはしくれとですね思うならば、昔からですね、政治家は美田を残さずというこういう言葉がございます。私は古い考え方もわかりませんが、私は半額ということでいただければ、だからといって力を抜くとか、あるいは仕事を省略するとか、そういう事はまったく思っておりません。全力で尽くしたいと思いますが、そういう考えに基づいて私は仕事に対していきたいと、これが私の考えでございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

ご本人の事はわかりましたけれども、その影響について町長は何も言及されていなかったというふうにご理解をいたしました。

もう一点質問させていただきます。先ほども質疑の中でありましたが、改正前と改正後で改正前は町長、副町長ともに100分の50。改正後は町長が100分の50で副町長が100分の30という事でございますが、前壇者も質疑がありましたが、現在御宿町はここに着席していないように在籍していませんよね、あなたの公約、これは証紙が貼ってありますので選挙公報ですが、平成24年度執行御宿町町長選挙候補者ということで御宿町選挙管理委員会の証紙が貼られています。これがいわゆるマニフェストだと思いますが、これを見ましても先ほど町長は所信でも表明されましたが、引き続き町長報酬を50%カットします。というふうにごうたっています。条例とすると一文かもしれませんが、副町長については言及されておられないですよね、マニフェストのどこに書いてあるんですか、このことが。

**○議長（中村俊六郎君）** 石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 先ほども少しふれておりますけど、私はできましたら、今後、副町長のご提案をさせていただくような形になれば、やはり30%カットが妥当ではないかと、副町長は非常に重責を担いますので、そのような事で、今おっしゃいましたマニフェストには書いてございません。30%については書いてございませんけれども、書いていないから提案できないとう

事は、私はそのようには理解しておりません。

**○議長（中村俊六郎君）** 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 質疑なしと認めます。

本案については、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

**○議長（中村俊六郎君）** 挙手多数です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（中村俊六郎君）** 日程第8、議案第3号 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

佐藤建設環境課長より議案の説明を求めます。

佐藤建設環境課長。

**○建設環境課長（佐藤昭夫君）** 平成24年度御宿町水道事業会計補正予算（案）第3号についてご説明いたします。

はじめに、補正予算書の1ページ、第2条収益的収入及び支出からご説明いたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額、2億8,515万5千円に35万2千円追加し、水道事業費用を2億9,204万円とするものです。今回お願いいたします補正予

算は、職員共済費の率の改訂に伴い、法定福利費を補正するものです。

次に3ページの事項別明細書にてご説明いたします。

収益的支出の水道事業費用、営業費用、2目配水及び給水費におきまして、法定福利費23万円を3目総係費において、法定福利費12万2千円の合計35万2千円の追加をお願いするものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村俊六郎君）** これより質疑にはいります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

**○議長（中村俊六郎君）** 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

**○議長（中村俊六郎君）** 日程第9、議案第4号 平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

**○保健福祉課長（多賀孝雄君）** 議案第4号、平成24年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）第3号についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出予算に5万4千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億6,392万7千円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、国保の担当職員の共済費の増額分に対して、一般会計から法定繰入金金を充当するものでございます。

歳入歳出明細書の事項別明細書の歳入からご説明したいと思います。

5ページをご覧ください。歳入の明細についてご説明いたします。

8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、補正額5万4千円の増額は国保職員の共済費の増額分を一般会計から法定繰入し、充当するものでございます。

6ページをご覧くださいと思います。歳出についてご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額5万4千円の増額は職員共済比率の改正に伴う不足分といたしまして補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村俊六郎君）** これより質疑にはいります。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第10、議案第5号 平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

多賀保健福祉課長より議案の説明を求めます。

多賀保健福祉課長。

○保健福祉課長（多賀孝雄君） 議案第5号、平成24年度御宿町介護保険特別会計補正予算（案）第4号についてご説明いたします。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出予算に13万9千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億5,011万円とさせていただくものでございます。

主な内容につきましては、介護保険担当職員の共済費の不足分に対しまして、繰越金を充当するものでございます。

5ページをお願いいたします。歳入歳出予算事項別明細書の歳入よりご説明いたします。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、補正額13万9千円の増額は、介護保険担当職員の共済費の増額分に前年度繰越金を充当するものでございます。

6ページをご覧くださいと思います。歳出についてご説明いたします。

4款地域支援事業費、2項包括的支援事業、任意事業費、1目包括的支援事業、任意事業費13万9千円の増額は、職員共済比率の改正に伴う不足分として補正するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中村俊六郎君） これより質疑にはいります。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（中村俊六郎君） 全員の挙手です。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

---

○議長（中村俊六郎君） 暫時休憩といたします。

（午前 11時35分）

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時01分）

---

#### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 日程第11、議案第6号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

木原企画財政課長より議案の説明を求めます。

木原企画財政課長。

**○企画財政課長（木原政吉君）** 議案第6号 平成24年度御宿町一般会計補正予算（案）第6号について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれ3,360万円を追加し、補正後の予算総額を36億1,348万5千円とするものでございます。

主な内容につきましては、清掃センター焼却設備の改修工事や旧御宿高校のケーブル幹線に係る復旧工事を追加するほか、共済掛金率の変更に伴う職員人件費等について追加補正をお願いするものでございます。

補正財源といたしましては、平成23年度からの純繰越金3,360万円を充て、予算の調整を行いました。補正予算の各費目にわたります詳細につきましては、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

5ページをお開きください。はじめに歳入予算でございますが、19款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、平成23年度からの純繰越金で3,360万円を追加し、予算の調整を行いました。

続いて歳出予算についてご説明させていただきます。6ページをお開きください。1款議会費、1項議会費、1目議会費は法改正により、交際費の公的負担率が引き上げられたことから追加するものでございます。以降、各費目にわたり共済費の追加を同様に行っておりますので、説明については割愛させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費623万2千円の追加でございますが、内訳といたしまして、電気料金の値上げに伴い役場庁舎の光熱水費に不足が生じ、年度末までの使用額を踏まえ、11節需用費で182万2千円を追加するものです。15節工事請負費441万円につきましては、12月19日に開催されました総務委員会協議会でご説明いたしましたが、旧御宿高校においてケーブルの盗難被害に遭い、早急に復旧を要する事から追加をお願いするものでございます。6ページ下段、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、28節繰出金5万4千円は、共済掛金率の引き上げに伴う国保会計人件費への追加繰出しでございます。

7ページに移り、中段の4款衛生費、2項清掃費、2目じん芥処理費の2,100万円の追加は、

清掃センターにおける焼却設備の老朽化により、不具合が生じ、応急に対応したところがございますが、早期に修繕工事が必要なことから追加補正をお願いするものでございます。8ページに移りまして、上段の7款土木費、3項住宅費、1目住宅総務費18万8千円でございますが、富士浦団地におきまして、経年劣化によりボイラーが故障し、既定予算にて緊急に対応したことから11節需用費で所要額を追加するものでございます。8款消防費、1項消防費、3目消防施設日20万7千円の追加は、県道勝浦布施大原線において安全対策や舗装修繕が行われておりますが、布施小学校入口付近の消火栓が低く、かさ上げ工事が必要なことから追加の工事を行い、通行上の安全を確保するものでございます。9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費63万円の追加でございますが、松くい虫による被害が進み、近隣住民への影響を踏まえたと早期な対応が必要なことから、伐採に係る委託料を追加するものでございます。

以上、歳出予算総額3,360万円を追加し、補正後の歳入歳出総額を36億1,348万5千円とするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（中村俊六郎君）** これより質疑にはいります。

6番、伊藤博明君。

**○6番（伊藤博明君）** 6番、伊藤です。

2款総務費の財産管理費のなかで工事請負費、ケーブル交換ということで、これは盗難被害とってましたけど、この場所は防災マップにも載っているとおり避難場所にも指定されていますよね、まして今年度予算でここを町有財産として購入いたしました。そういうなかで、いわゆる災害時に活用するんだと、防災の拠点にするんだということを町長は日頃言っていますけれども、何故こんな盗難被害に遭われたのですか、その原因を教えてください。

**○議長（中村俊六郎君）** 木原企画財政課長。

**○企画財政課長（木原政吉君）** 旧御宿高校につきましては、県道入口からの坂道、また、正門ですね、ここに入口には車止めです鍵を施錠しております。また、正門にも鍵を施錠した状態で管理しております。緊急時につきましては、私どもの企画課と防災担当で鍵を持って開けると、毎日定期的に警備会社が巡回を行っております。

県から購入した後、9月26日に入口の鍵、南京錠が全部切られてですね、正門も鍵を全部切られた状態を警備員が発見しました。警察を呼んで捜査をしたわけですが、建物の中については一切被害がない、窓ガラスも割られていないという状況の把握でした。その後、パトロールを強化し、鍵を復旧した状態でおりました。11月に入りまして、中央高等学院が今後の工事を行う事前調査ということで入ったところ、マンホールの下の地下ケーブルが切断されているという事に気づきました。当初9月26日に被害に遭った際は建物内、また外観等は荒らされていないという状況で気づかなかったという状況でございます。

県から引き継いだ時に、県と同じように施錠して警備会社をそこにあてるという状況の管理はしたわけですが、結果としてですね、盗難に遭ってしまったという点では深く反省しております。

**○議長（中村俊六郎君）** 6番、伊藤博明君。

**○6番（伊藤博明君）** 6番、伊藤です。

盗難被害というような事ですから、やむをえないとは思いますが、先ほど私が申しましたように防災の拠点とするんだとここを学校に貸すためだけに買ったんじゃないんですよということがありましたよね。そういう中で、町有財産にした以上は町民の財産です。それを管理するのが役場の職務だと思うんです。そういうところをきちっとしていかないとこういう事が起きて、突然使えないとか、災害が起きた時に使えないという事が発生するわけですよ。一番肝心の防災の拠点にするという施設がすぐ使えないとなったら、これどうなるんですか。

これは誰の責任になるんですか、こういう事は。自分の財産にしたのだったら、警備保障に入れるとか、きちっとやっていかないからこういう事になるんですよ。臨時職員が一生懸命に草刈りやればいいんだとかいう簡単な考えじゃなく、いつ地震が起こるかもわからない、そういう報道のなかで、先ほどの町長の所信表明でも、災害の時の財産と生命を守ることに力を入れているじゃないですか。簡単に盗難被害にあったからこれだけ補正しますよと、じゃあ管理している方は何をやってたんだという事になるでしょ。自分のものになったんだから、しっかり管理するのが当たり前ですよ。何時なんどきでも使えるようにしておくのが、この場所じゃないんですか。そうだと思いますよ。答弁入りません。それだけです。

**○議長（中村俊六郎君）** 他に質疑ありませんか。

10番、滝口一浩君。

**○10番（滝口一浩君）** 10番、滝口です。

調査が入り、このことが判明したわけで、現在全ての校舎、2棟ですね稼働させるわけではないと思います。前と同じ地下ケーブルの復旧をさせるという事が本当に必要なのかという事と、単純に地上の電柱から電気を引き込み、コンパクトに校舎に持ってくる考え方も一理あると思います。今後の事も踏まえ、どういう使い方をするのか総合的に考えて、これから電気、水道を使っていくなかで、給排水の配管はもちろん、シミュレーションをおこなった結果のライフラインの復旧なのか、その辺の事をまとめてお答えください。

**○議長（中村俊六郎君）** 木原企画財政課長。

**○企画財政課長（木原政吉君）** まず一点ですね、議会に報告という事で、中央高等学院が11月21日に専門部会が御宿で私学審議会が来て行いました。現地で調査を行っております。昨年の12月21日、第3回の県の私学審議会の会議が開催されております。そのなかで、承認事項として中央高等学院が御宿町に設置します仮称中央高等学園高等学校の設置計画が承認されておるとい事が決定いたしました。それに基づいて本年の10月開校を目指してですね、4月から工事に入る、設置計画が承認されたというのがございますので報告いたします。今、滝口議員さんからご質問があったように、盗難部分がですね、校門を入れてすぐの所で高圧電流を受ける部屋があります。そこから特別教室棟の部分と家庭経営実践室、その部分が盗難に遭いました。そもそもそこは使える状態であったものが、貸す前に盗難に遭ったということでございます。これについて、事業費を設定するのに、今言われたように電柱を立てて引き込むのか、既存の施設で地下ケーブルを使う2つの方法がございまして、これについて比較検討した結果ですね、施設が既に地下にございまして、線をつなげるだけの工事が一点と、もう一つは電柱を新たに設置してつなぐというもので比較しますと地下施設がない状態でしたら、電柱を建てた方が安いというものがありますけども、今、既存の施設がありますので、電柱だと倍近く工事費がかかってしまうという見積りがでております。高所作業と線のたるみがありまして、設置費も含めてですね、

結果、今ある施設を使って線をつなげていくという方法を選んだわけでございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** それでは、今の件は今後の盗難防止方法について、今までと同じやり方では当然同じことが起こるわけですね。それをステップアップしたですね、そういう方法を、今、どういう形でとっているのか、それを聞かせていただきたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 木原企画財政課長。

**○企画財政課長（木原政吉君）** 伊藤議員さんからご質問がありましたように、充分反省しておりますが、今の段階ですと県から購入した際に電気がつながっていない、電気が流れていないという状況でございます。役所のところにもやはりマンホールでつないでありますけど、電気が通っていれば通常は危険でできないと、そういう事も聞いております。今回、予算をご承認いただければですね、2月中に復旧作業をしたいということであります。4月から工事に入る準備の事前調査を3月に中央高等学院と行いたいということで、その時点で通電をしてしまうということとを両者間で協議しております。そういう方向で行きたいと。工事期間の電気料については相手方が持つということでできております。警備会社の方に再発防止の手法をいろいろと聞ききまして、センサーを入口に設置するとか、防犯カメラなど提案をいただいております。また来週ですね、警備会社が来るという事になっております。本日、午後から中央高等学院が来町して協議いたしますので、その辺について防犯カメラにするのか、今後、学校を開設する上でも不審者とか盗難防止とかですね、考えなければいけませんので、本日、あらためて協議を進めたいというふうに考えております。

**○議長（中村俊六郎君）** 5番、土井茂夫君。

**○5番（土井茂夫君）** その件はわかりました。

もう一つですね、清掃費の施設補修工事2、100万円、委員会協議会に出てきたのですけれども、この問題につきましては、笹子トンネルじゃないけども、点検というのは常にどの程度行うのかというのはよくわかりませんが、なされるはずなんですよ。こういうフィルターを交換するという事は、耐用年数というのは決まっているわけでしょう。それは当初予算から計画的

に出していけばいい話であって、こういう事態が起こるといふ事は、ある面で、いい意味では突発なのかなと言えはいいのかもしれませんが、保守点検があつてこれは交換だよといふものがあるれば、そのような方法をとつていいと思ふんですよね。その辺の考え方が一つと、この前、フィルターが結構値段がするといふことと、もう一つは周りの施設そのものの補修もあると、前回聞いたなかで周りの施設補修が幾らかかるかといふ事に回答がなかつたので、あらためてフィルターが幾らなのか、それを守つてゐる外壁が幾らなのかその辺を二点伺いたいと思ひます。

**○議長（中村俊六郎君）** 佐藤建設環境課長。

**○建設環境課長（佐藤昭夫君）** 今回の清掃センターの集塵装置の補正につきましては、前回、平成20年に交換をしております、約5年後といふものが計画的に改修予定でございました。ですから、当初は平成25年度の当初予算に計上して、こちらのフィルターを交換する予定でございました。実際に12月中の運転中にですね、空気が余分に入ってくる状況がございまして、点検をしたところ、集塵装置の周りでエアーを余分に吸い込んでいるという状況がございまして、そのところを応急で塞ぐような措置をとつてございます。この部分も、経年劣化によりましてものがあるのですけれども、改修しなければいけないと、そうするとこちらのバグフィルターの入つてゐる外部の施設になりますので、こちらの施設の補修も含めまして、バグフィルターを一緒に交換してしまうと、計算では約200万円程度の工事費の軽減ができるといふことで、今回補正をお願いしているところでございます。事業費の内訳についてはですね、バグフィルターの単純にろ布といひますか、直工になってしまうのですが、材料費としては約300万円程度、残りが補修費ですとか事業費になると思ひますので、ただこれは直工になりますので、いろいろな諸経費を計算しますと、どのくらいの金額になるかといふことでございますが、単純に材料費だけで300万円程度の金額になるようでございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 他に質疑ございせんか。

3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

先ほどから議論になっております総務費の財産管理費についてお伺ひいたしますが、今回の電

気ケーブル幹線の盗難についてですね、私、総務委員ですので、総務委員会協議会では資料も提示していただき詳細な説明を受けたわけでありますけれども、時系列についてですね、今一度、本会議でございますので、説明を受けたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 木原企画財政課長。

**○企画財政課長（木原政吉君）** 経過についてご説明させていただきます。

旧御宿高校につきましては7月18日にですね、事務の引継で受け渡しを行っております。勝浦若潮高校、県の管財課が立ち合いで引継を行っております。その後、同日で今まで県が行っておりました警備体制を町が依頼しております。これについては、巡回警備等を一日一回行う県の内容と同様でございます。先ほどもご説明しましたが、9月26日に県道からの入口の車止め及び正門の南京錠が切断されているという報告を巡回警備員より受けまして、町の方で立ち合い、いすみ警察署に通報しております。施設への侵入、ガラス等の破損は無し、という事でございます。先ほど申しましたように南京錠を新たに施錠し、警察へはパトロールの強化を依頼しております。11月9日にですね、中央国際学院が開校準備の事前調査という事で、電気の設備状況調査でチェックしたところ、マンホール内の地下ケーブルの幹線が切断されているため、調査ができないという状況が発生しております。これについて現地を確認しまして、いすみ警察署へ連絡しました。11月14日にですね、いすみ警察署の刑事課が現地の現場検証を行っております。これは、半日程度行っています。それから、被害額等についての調査に入りました。11月21日、議長にですね、こういう被害が発生して、被害金額等が固まり次第、議会に報告したいという報告をさせていただいております。12月に被害金額等が判明いたしまして、12月19日に総務委員会協議会でご説明させていただいたという状況でございます。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

今、経過についてご説明いただきましたが、私が聞こうとした問題が、今の経過の中でなぜ抜いたのですか、一項目だけ抜けてますよね。私が持っているのは、これが総務委員会協議会の説明資料です。あんな大変重要な問題を抜かしていますけれども、それは故意で抜いたのですか、故

意だとすればそれは大変重大だと思いますけれども。

指摘しましょうか。11月9日の事案、あなたこの大事な問題を今報告しませんでしたね。それは何かと申しますと、同じ書類であれば四行目、現地確認の後に長への報告というようになっていますよね。はいじゃないですよ。質問の途中です。11月9日に長に報告されていると、11月14日に被害届が提出されたのでしょ。したわけですよ。要するに、11月14日までは、これは被害だと、その判断は最終的に長が行ったのか、これから確認しますけど。この間ですね、11月19日は確か定例会が設定されていましたよね、その他にも様々な協議会も含めてあったと思うのですよね、最終的な被害額については、いわゆるそういう専門業者に委託をして、それが約440万円と、それはわかりますよ。ただですね、先ほどから何人の議員も質問されていますけれども、町民の財産に重大な問題が発生したわけではありませんか、それも440万円でしょ。大金じゃありませんか。前壇者も申しましたが、ここは町長が一貫して避難場所にする、そういうふうに断言されていたわけでしょ。もう一つありますよ。これは町長、議会と協働して共に歩みますよと、一貫しておっしゃられているじゃありませんか。それが何故、12月19日なんですか。これは私はここに重大な意思を感じますよ。その間に何があったのか、町長選挙があったじゃありませんか、審判を仰ぐのならばこういう重大な問題は少なくとも議会と協議を終えてから審判を仰ぐというのが当たり前じゃないんですか町長。町民の財産、命をどう守るのかというのが表れているんじゃないんですかこの事案は。大変私は不見識な行動だと私は思いますよ。11月9日に報告されたものが、文章でもいいからすぐ議長にこういう事案がありましたと。事務方がじゃないですよ、長としてですね、説明すべきであったのじゃないんですか町長。どうして12月19日まで遅れたんですか町長。理由を聞かせてください。

事務方が答弁する話じゃありませんよ。長としての判断を聞いています。

**○議長（中村俊六郎君）** 氏原総務課長。

**○総務課長（氏原憲二君）** 事実関係についてはですね、私も只今説明のあった11月9日にケーブルが切断されたという事実が判明しましたが、実際の全体での被害の想定というのがですね、その段階ではわからなかったというのが実情なんです。

確かに石井議員がおっしゃるとおり、速やかに議会に報告をすべきだったという事は反省したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

町長は11月9日に報告を受けたという事で我々は委員会で報告を受けたわけでありましてけれども、どういう指示、どういう判断であったのかののですか、報告を受けた時に、お気持ちも含めて。

○議長（中村俊六郎君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 非常に遺憾な事件といえますか、事項でございますので、非常に残念に思ったわけでございます。今、いろいろと報告がございましたが、内容の精査、あるいは警察等との調査、いろいろありましたので時間的には皆様方へのご報告が遅れましたが、その辺はお詫びを申し上げたいと思います。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

この件はその後、犯人が特定されたとか、それについてはどのようになっておりますか。

○議長（中村俊六郎君） 木原企画財政課長。

○企画財政課長（木原政吉君） 現在、捜査中でございます。

○議長（中村俊六郎君） 3番、石井芳清君。

○3番（石井芳清君） 3番、石井です。

了解いたしました。次に移ります。

先ほど衛生費のじん芥処理費ということで、清掃センターのバグフィルター等の交換ということで、これも前壇者が指摘をされていましたが、大変大きな金額の補正になっているという事がありますが、これは今も進行中という事でまだなかなか見えておりませんですけれども、いわゆる広域のゴミ処理場の稼働するまでの期間ということで、確か私も当時この委員も務めておりましたけれども、十年から十五年くらいでしたかね、そこまでということで、ミニ広域、いわゆる

緊急的工事だと私は認識しておったわけでありましてけれども、これは大規模改修工事が何時なされたのか、私の記憶なんですけれども具体的な事務として御宿町のは、想定として何年ぐらいの稼働を目的として改修工事をされたのか、それからもう一つ技術上の問題ですけどバグフィルターでありますけれども、確かこのバグフィルターについては全部の本数ですね、全体の本数の報告とそれからバグフィルターは一個一個交換できるというふうに聞いておりますので、年次計画で、ちょっと数を覚えていないんですけど、何年か経って全体的に100%更新するというような事で当初バグフィルターの更新はされておったと私は理解しておるのですけれども、そのバグフィルターの管理についてはですね、今もそういうふうにやっておるのか、おらないのか。

今回、330万円とおっしゃいましたけれども、このバグフィルターの本数はいくつになるのかという事も含めて答弁いただきたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 佐藤建設環境課長。

**○建設環境課長（佐藤昭夫君）** 先ずですね、大規模な工事ということですのでけれども、ダイオキシン対策ということで、平成13年、14年で改修工事を実施しております。広域ごみ処理施設につきましては、現段階では平成28年、ずれこんだ場合は平成29年というスケジュールでありますので、それまでには計画的に清掃センターの維持補修を行っていきたくと考えています。今回は300万円という事で説明いたしましたバグフィルターにつきましては、全部で196本あります。先ほど材料費ということでろ布の説明をいたしました、バグフィルターの補修工事全体ではですね、約600万円程度の金額となっております。申し訳ございませんが、バグフィルターの計画的な工事につきましては、手元に資料がございませんので、後ほどご説明させていただきたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

今の広域というのは、仕切り直して第二期ですよ、今現在の計画は平成28、29年ですよ、その前は違ったと思うんですよ。あまり細かい話は資料がないですか、で、もうちょっと確認したいのですけれども、196本というのは、全部なんですか。要するに御宿町の清掃センタ

一に今は何本設置されているんですか、バグフィルターは基本的に。そんなことも分からないで提案しないでくださいよね。

**○議長（中村俊六郎君）** 佐藤建設環境課長。

**○建設環境課長（佐藤昭夫君）** 以前の広域の計画が平成19年という事です。

申し訳ございません、バグフィルターのほうについては全て数は把握してございませんので、後ほどご説明させていただきたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 3番、石井芳清君。

**○3番（石井芳清君）** ないという事ですので、詳細な資料を提出していただければと思います。

次、8ページであります、学校管理費ということで、これは御宿小学校の松くい虫での伐採だという説明があったわけでありまして、これは御宿小学校が戦時中より松が残っておりまして、松の油を取ったというような松も数年前に被害に遭いまして、切り倒したという事もあるわけでありまして、この小学校の松そのものについてですね、教育委員会は今後どうしていくのかと、確かに被害に遭っているものは切らざるをえないわけですよ、他の施設だと防虫対策として消毒薬をまいたりして、散布しながら松を保護している部分もありますけれども、子どもたちが24時間、365日いるところですので、そういう状況ではできないとは思うわけでありまして、残った松についてどういうふうにしていくのかと、今後校庭の植樹ですよ、そういうものについてはどういうふうを考えているのか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（中村俊六郎君）** 渡辺教育課長。

**○教育課長（渡辺晴久君）** 今後の松への対策と植樹計画というご質問ですが、今回、予防対策としては松くい虫が元気な木にうつる前に枯れた木を伐採するということが必要であると考え、伐採の予算をお願いしているところですが、残った松につきましては伐採後の様子を見て、子どもたちの影響にならないように予防薬剤の散布や樹幹注入など、そういったことの対策をしていければというふうには考えています。切ってしまうと、空いてしまった部分については植栽する種類等について、学校と検討してまいりたいと考えておりますが、これまで桜を植えておりますので、桜の苗木等そういったもので考えております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ございませんか。

5番、土井茂夫君。

○5番（土井茂夫君） この松くい虫。小学校ののですが、私が見た感じだと3本くらいあったのですけれども、これ全部を今回の松くい虫対策として、小学校の全ての木を伐採するのですか。年間計画でやっていくとか、今回ので処理は全部しちゃうのですか、それについてお聞かせ願います。

○議長（中村俊六郎君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺晴久君） 現在、確認したところ目視ではございますが、20本程度ございます。先ほどもいいましたが5月くらいに松くい虫が元気な木へ移りますので、移る前に伐採するというのが、一番の駆除の方法だと聞いております。今回できるだけ、枯れている松を全て伐採して元気な木を守るというような形で考えております。

○議長（中村俊六郎君） 他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（中村俊六郎君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで議会運営委員会の開催のため、暫時休憩といたします。

(午後 1時38分)

---

○議長（中村俊六郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時54分)

---

### ◎日程の追加について

○議長（中村俊六郎君） 只今、3番、石井芳清君から請願第1号退職手当条例の改正に関する請願書の提出がありました。

これを追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

### ◎請願第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（中村俊六郎君） 請願第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（請願第1号配付）

○議長（中村俊六郎君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中村俊六郎君） 追加日程第1、請願第1号、退職手当条例の改正に関する請願書についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

提案議員、石井芳清君、登壇の上、趣旨説明をお願いします。

（3番 石井芳清君 登壇）

**○3番（石井芳清君）** 3番、石井です。

それでは、読み上げさせていただきます、提案させていただきます。

退職手当条例の改正に関する請願書。

平成25年1月25日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

御宿町議会議員 石井芳清。

請願主旨。

地方公共団体に対する国の要請に従い、県内地方公共団体の退職手当事務を共同処理する千葉県市町村総合事務組合では、国家公務員退職手当法の改正に準じて、平成25年3月1日施行により退職手当の支給水準の引き下げが予定されています。

本町では、御宿町職員の定年に関する条例により定年退職日は3月31日と定められており、3月1日施行により退職手当の支給水準が引き下げられると今年度定年退職する職員にとって大きな不利益をもたらします。

よって、地方自治法第124条の規定により、次のことを請願します。

請願事項。

一、千葉県市町村総合事務組合の退職手当条例改正について、その施行期限を平成25年4月1日とされること。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

**○議長（中村俊六郎君）** 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

**○議長（中村俊六郎君）** 挙手多数です。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

---

### ◎日程の追加について

**○議長（中村俊六郎君）** お諮りいたします。

ただいま、提出者、石井芳清君、賛成者、新井 明君、瀧口義雄君から、発議第1号、退職手当条例の改正に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

### ◎発議第1号の上程、説明、採決

**○議長（中村俊六郎君）** 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

(発議第1号の配付)

**○議長（中村俊六郎君）** 配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（中村俊六郎君）** 石井芳清君、登壇の上、説明願います。

(3番 石井芳清君 登壇)

**○3番（石井芳清君）** 発議第1号。

平成25年1月25日。

御宿町議会議長、中村俊六郎様。

提出者、御宿町議会議員、石井芳清。

賛成者、御宿町議会議員、新井 明、瀧口義雄。

退職手当条例の改正に関する意見書の提出について。

上記議案を地域自治法第112条及び御宿町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提案理由につきましては、請願と同じ内容ですので、省かせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

**○議長（中村俊六郎君）** 発議第1号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（中村俊六郎君）** 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

**○議長（中村俊六郎君）** 挙手多数です。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

---

### ◎閉会の宣告

**○議長（中村俊六郎君）** 以上で、今臨時会の日程はすべて終了いたしました。

ここで石田町長より、あいさつがあります。

石田町長。

**○町長（石田義廣君）** 平成25年第1回臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。この度の臨時会は、6議案についてご審議いただきましたが、議員の皆様方のご理解によりましていずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。

誠にありがとうございました。

2期目のスタートにあたりまして、気持ちも新たにすべては町民のためにを基本理念に尽力し

て参る所存でございます。

今後とも議長をはじめ、議員の皆さま方のなお一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、寒さも一段と厳しさをます時節となつてまいりましたので、議員の皆様方におかれましては、健康には十分ご留意され、この一年ますますご活躍されますようお祈り申し上げ、閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（中村俊六郎君）** 以上で、本日臨時会に付議された案件の審議を終了いたしました。

議員各位には慎重審議をいただきありがとうございました。

今年最初の議会において、石田町長より所信表明がありました。

議会といたしましても町長と共に切磋琢磨し、御宿町の発展に尽くす覚悟であります。

寒さの厳しいおり、インフルエンザ等が流行っております。健康には十分ご注意ください。

以上で平成25年御宿町議会第1回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 2時02分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 3月19日

議 長 中 村 俊 六 郎

署 名 議 員 大 地 達 夫

署 名 議 員 小 川 征